

国内経済要録

◇昭和43年度一般会計暫定予算について

昭和43年度暫定予算は、3月30日の国会で政府案どおり可決成立をみた。なお、暫定予算が組まれるのは、本年度に続き、戦後6回目である。

暫定予算の期間は4月1日から4月16日までの16日間と予定されており、一般会計暫定予算の概要は次のとおりである。

イ、歳出規模は4,391億円（43年度本予算案の7.5%に相当）、歳入規模は894億円で、差引き3,497億円の歳出超過となっているが、これは国庫余裕金のほか、必要があれば大蔵省証券の発行（発行限度額3,000億円）によりまかなわれる。

ロ、歳入は、経常経費と既定施策経費が中心であるが、

昭和43年度一般会計歳入歳出暫定予算（概算）

（単位・億円）

		43年度 予算額	43年度 暫定予算額
歳 入	租税および印紙収入	46,979	879
	その他収入	4,290	15
	公債金	6,400	0
	前年度剰余金受入れ	517	0
	合 計	58,186	894
歳 出	社会保障関係費	8,157	525
	文教および科学振興費	7,024	303
	国債費	2,013	32
	恩給関係費	2,541	587
	地方交付税交付金	10,923	2,372
	防衛関係費	4,221	131
	特殊対外債務処理費	343	8
	公共事業関係費	10,660	102
	貿易振興および経済協力費	481	7
	海運対策費	157	0
	中小企業対策費	382	1
	農業保険費	353	10
	農林水産業構造改善対策費	307	0
	食糧管理特別会計へ繰入れ	2,464	0
	産業投資特別会計へ繰入れ	596	50
	その他の事項経費	6,364	233
	予備費	1,200	30
合 計	58,186	4,391	
差引き歳出超過額		0	3,497

新規施策に係る経費についても、生活扶助基準の引上げ、失業対策事業労賃の引上げ、国立大学の学生定員増等は例外的に織り込まれている。主要経費別の内訳をみると、地方交付税交付金、恩給関係費、社会保障関係費の額が大きい。また、公共事業関係費については、災害復旧等事業費のほかは直轄事業の経常的経費が最小限計上されるにとどまっている。

ハ、歳入は、租税および印紙収入が過半を占め、公債発行は予定されていない。

◇昭和43年度地方財政計画について

政府は2月23日の閣議で、自治省の決めた昭和43年度地方財政計画（地方公共団体がその財政運営の指針とする計画）を了承した。計画策定の基本方針および計画内容の概要は次のとおり。

(1) 計画策定方針

国に同調して節度ある行・財政運営を行なうこととし、将来にわたる財政の健全性を確保することを目的として、次の基本方針を採用する。

イ、個人住民税、事業税等について負担の軽減を行なう。

ロ、財源の適正かつ効率的な配分に努めるため、道路目的税として自動車取得税を創設し、地方公務員の給与改定等に備えてあらかじめ財源を留保する。

ハ、地方財政の健全化を促進するため、行政機構の改善と定員管理の合理化をはかり、地方債への依存度を引き下げるほか、地方交付税の繰入れ額を法定額から450億円減額して、これを44年度以降に繰越す。

ニ、地方公営企業の経営の健全化をはかる。

(2) 計画のおもな特徴

イ、財政規模は56,051億円と、前年度当初計画比+17.5%の増加であり、国の一般会計予算案の前年度当初予算比増加率(+17.5%)と一致する。これは39年度計画(+19.2%)以来の高い増加率であるが、43年度は、国が総合予算主義を採用したことによって、地方財政計画でも年度途中での地方公務員給与改定費および災害応急事業費等（両者計850億円）を当初から織り込んだこと、地方債の繰上げ償還（250億円）を行なうため公債費が膨張したことも響いており、かりにこれを除いて試算すると、前年度比+15.2%の増加とほぼ前年度計画(+15.4%)並みの伸び率となる。

ロ、歳入面では、地方税は349億円（初年度）の減税を行なうものなお前年度計画比+21.1%の大幅増加が見込まれ、また地方交付税も前記のように一部国

に融通したにもかかわらず前年度計画比 +24.6%の増加となっている。このような一般財源の大幅増加を背景に、地方債収入は +1.7%の微増(なお、公営企業債等も含めた43年度の地方債計画総額は6,773億円で、前年度計画比 +2.5%の増加)にとどめら

昭和43年度地方財政計画

(単位・億円)

	43年度 計 画	42年度 計 画	前年度比		
			増 減 (△) 額	増 減 率 (%)	
歳 入	地方税	23,268	19,206	4,062	21.1
	地方譲与税	786	682	104	15.2
	臨時地方財政交付金	—	120 [△]	120	—
	地方交付税	11,113	8,921	2,192	24.6
	特別事業債償還交付金	90	—	90	—
	交通安全対策特別交付金	102	—	102	—
	国庫支出金	15,321	13,758	1,563	11.4
	地方債	2,339	2,301	38	1.7
	使用料および手数料	1,038	926	112	12.1
	雑収入	1,994	1,800	194	10.8
合 計	56,051	47,714	8,337	17.5	
歳 出	給与関係経費	19,075	16,528	2,547	15.4
	給与費	18,650	16,166	2,484	15.4
	恩給費	425	362	63	17.4
	一般行政経費	11,721	9,583	2,138	22.3
	国庫補助負担金を伴うもの	6,055	5,558	497	8.9
	国庫補助負担金を伴わないもの	5,666	4,025	1,641	40.8
	公債費	2,395	1,732	663	38.3
	維持補修費	1,252	1,142	110	9.6
	投資的経費	20,006	17,900	2,106	11.8
	直轄事業負担金	740	690	50	7.2
	国庫補助負担金を伴うもの	11,875	10,811	1,064	9.8
	国庫補助負担金を伴わないもの	7,391	6,399	992	15.5
	公営企業繰出金	686	551	135	24.5
その他	916	278	638	229.5	
合 計	56,051	47,714	8,337	17.5	

れ、歳入総額に占める地方債収入の比率は前年度計画の5%から4%に低下する。

ハ、歳出面では、年度途中に予想される地方公務員の給与改定費および災害応急事業費等をあらかじめ一般行政経費に組み込んだこと、景気刺激効果の強い投資的経費の伸びを前年度計画比 +11.8%(42年度は +15.9%)と比較的小幅にとどめたこと、給与関係経費は引き続き大幅な増加(+15.4%)となったことなどが注目される。

◇外国為替手形の売買相場算定に適用する割引率の変更等

本行は、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の引下げに伴い、外国為替手形の売買相場算定に適用する割引率を次のとおり変更した。

買取手形期間	割 引 率		
	3月11日 以 降	3月16日 以 降	3月29日 以 降
30日以内	4.75%	5.0%	5.125%
31～60日	4.875	5.125	
61～90日	5.0	5.25	
90日以上	5.125	5.375	5.25

また、本邦甲種外国為替公認銀行では、上記ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の引下げに伴い、米ドル建輸入ユーザンス金利の最高限度を次のとおり改訂した。

	3か月もの		4か月もの	
	信用状 つき	信用状 なし	信用状 つき	信用状 なし
3月12日以降	8.0%	8.25%	8.125%	8.375%
3月19日以降	8.25	8.5	8.375	8.625
3月20日以降	8.125	8.375	8.25	8.5

◇英ポンド建現地貸金利率の引下げ

本邦甲種外国為替公認銀行は、英国の公定歩合引下げ(3月21日8.0→7.5%)に伴い、3月25日以降英ポンド建現地貸金利率を従来の9.5%から0.5%引き下げて9.0%とした。